

令和2年度
保育施設利用のご案内
(令和2年4月～令和3年1月入所分)

令和元年10月発行



お問い合わせ先

目黒区 子育て支援部 保育課 保育施設利用係
〒153-8573
目黒区上目黒2丁目19番15号(目黒区総合庁舎本館2階)
TEL.03-5722-9868~9 (直通)

目次

はじめに.....	1
お申込みについて.....	2
1 お申込みから入所までの流れ.....	2
2 年間スケジュール.....	4
3 お申込みに必要な書類.....	5
4 お申込み方法.....	13
5 育児休業中のお申込み.....	14
6 区外からのお申込み.....	15
7 転所（転園）のお申込み.....	16
8 延長保育のお申込み.....	17
9 令和2年4月入所について.....	18
10 特別な支援を要するお子様のお申込み.....	21
11 お申込みの取下げ.....	21
利用調整について.....	22
1 利用調整とは.....	22
2 利用調整基準指数等.....	23
3 延長保育利用調整基準指数等.....	28
4 結果通知.....	29
5 内定辞退.....	29
施設一覧.....	30
1 公立認可保育園.....	30
2 私立認可保育園.....	34
3 小規模保育施設（地域型保育事業）.....	39
4 事業所内保育施設（地域型保育事業）.....	41
5 家庭福祉員（保育ママ）.....	43
6 幼稚園型認定こども園.....	45
保育料（利用者負担額）.....	47
1 幼児教育・保育の無償化.....	47
2 保育料の算定.....	47
3 令和2年度保育料（利用者負担額）階層表.....	50
4 納付.....	51
5 園児一人あたりの保育にかかる費用について.....	52
その他の保育施設等.....	53
1 区内定期利用保育事業.....	53
2 東京都認証保育所.....	55
お問い合わせ先一覧.....	56

はじめに

本誌には、保育施設のお申込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご理解いただいた上で保育施設利用のお申込みを行ってください。また、内容が多岐に渡りますので、目次をご活用ください。

保育施設利用のお申込みができるのは、保護者のいずれもがお仕事により保育ができない等の「保育を必要とする事由」によって、お子様の保育を必要とする状態にあるご家庭のみとなりますので、お子様に集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。

また、目黒区保育課で利用調整を行う保育施設と、東京都認証保育所及び幼稚園の二重在籍はいかなる理由があってもできません。

目黒区保育課でお申込みを受け付け、利用調整を行う保育施設は、認可保育園、小規模保育施設（地域型保育事業）、事業所内保育施設（地域型保育事業）、家庭福祉員（保育ママ）、幼稚園型認定こども園です。各施設の詳細は30ページ「施設一覧」をご参照ください。

その他の認可外保育施設等は、目黒区保育課ではお申込みの受付や利用調整の実施はしていないため、目黒区保育課を通さずに直接各施設にお申込みを行っていただきますが、その一部について53ページ「その他の保育施設等」に情報を掲載していますので、ご参考にしていただければと思います。

【令和2年度クラス年齢早見表】

クラス年齢	生年月日
5歳児	平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日
4歳児	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日
3歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
2歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
1歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
0歳児	平成31年（2019年）4月2日～

※保育施設のクラスは、4月1日の満年齢で決まります。

※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

お申込みについて

1 お申込みから入所までの流れ

教育・保育給付認定申請

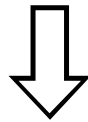
○申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。

+

利用申込み

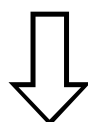
○2月、3月入所分の利用調整はありません。

※受付は保育課保育施設利用係の窓口で行います。郵送、FAX、電子メール等による受付は行っておりません。



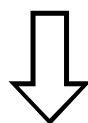
調査

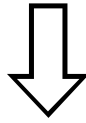
○提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
○必要に応じて、担当者が自宅や勤務先等へ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
○証明書類や申告書等、お申込み内容に虚偽があった場合は利用調整の対象となりません。



利用調整

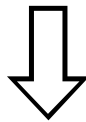
○定員に空きがある場合に利用調整を行います。
○利用調整は、保育の必要性を「利用調整基準指数」に基づき指数化し、指数の高い方から順に保育施設の利用内定をお出しします（先着順、抽選ではありません）。





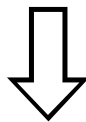
内定

- 結果通知はご自宅宛に郵送します。
- 認可保育園に内定した場合、保育料（利用者負担額）の口座振替依頼書を同封します。金融機関の窓口でお早めにお手続きをお願いします。保育料（利用者負担額）決定通知は入所後に発送します。
- 内定した保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。



面談・健康診断

- 内定した保育施設で面談と健康診断を行います。
- 入所日までに面談と健康診断が終了していない場合、保育施設に通所できません。
- 面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。



契約・入所

- 面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときは、利用の契約をします（契約の時に支給認定証の提示が必要です）。
- 入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。
- 入所してしばらくの間は、お子様が少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「ならし保育」にご協力ください（ならし保育の期間はお子様の状況によって異なります）。
- 入所月に1日も利用しない場合は、入所後であっても退所となります（保育料についても、月額料金を徴収します）。

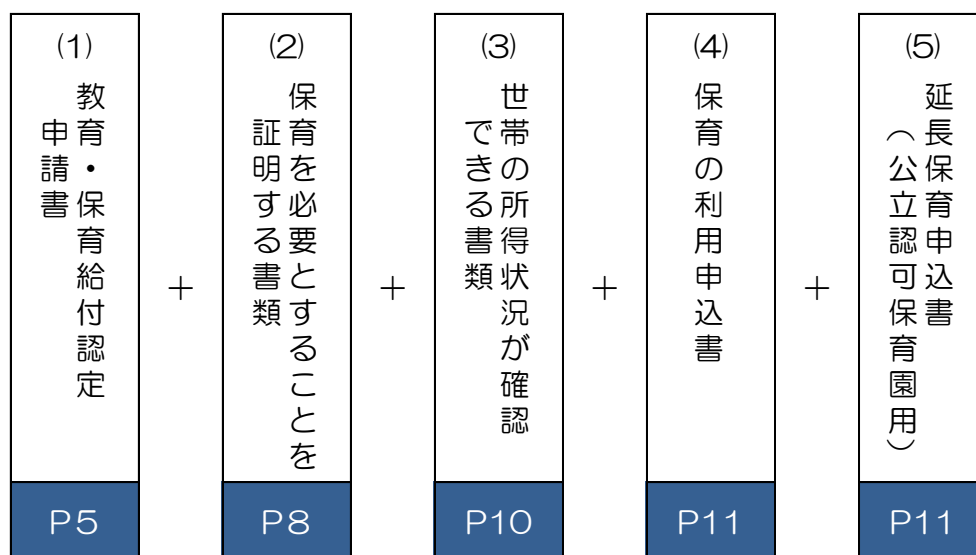
2 年間スケジュール

入所希望月	締切日	結果発表日（予定）
4月入所 【1次利用調整】	12月10日（火）	2月7日（金）
4月入所 【2次利用調整】	2月14日（金）	3月3日（火）
5月入所	4月10日（金）	4月21日（火）
6月入所	5月8日（金）	5月20日（水）
7月入所	6月10日（水）	6月22日（月）
8月入所	7月10日（金）	7月21日（火）
9月入所	8月7日（金）	8月20日（木）
10月入所	9月10日（木）	9月23日（水）
11月入所	10月9日（金）	10月20日（火）
12月入所	11月10日（火）	11月20日（金）
令和3年1月入所	12月10日（木）	12月22日（火）

※2月・3月入所はありません。

3 お申込みに必要な書類

必要書類は保育課の窓口にご用意しております。また、目黒区のホームページからもダウンロードが可能です。（トップページ⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒保育に関する申請書）



(1) 教育・保育給付認定申請書

①教育・保育給付認定

保育園への入所を希望する場合、「教育・保育給付認定」（以下、「認定」といいます。）を受ける必要があります。よって、保育の利用申込みと同時に認定の申請を行う必要があります。認定後、支給認定証を郵送致します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

②認定期間

認定期間は原則申請日の翌月からとなり、遡って認定を受ける事はできません。なお、認定の有効期間が切れる前に再度認定の申請が必要です。また、求職要件で入所した場合、在園できるのは2か月が限度です（2か月を経過してもなお求職中の場合は、退所となります）。就労を開始する等、認定の要件を変更していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定有効期間
仕事をしている（週3日かつ一日4時間以上）	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月（5か月以内）
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に自宅外で求職活動をしている（起業準備含む）	2か月以内
災害に遭い、復旧にあたっている	復旧終了まで
就学している（基本指数の細目に定める学校に限る）	保護者が卒業するまで

③認定区分

対象児童の年齢により、2号認定（3～5歳児）と3号認定（0～2歳児）の2つに区分されます。

さらに、保育の必要量により「保育標準時間」（11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分によりお申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。

	認可保育園	小規模保育施設	事業所内保育施設 (地域枠)	家庭福祉員	認定こども園	
					中時間利用	長時間利用
保育標準時間	○	○※	○	×	×	○
保育短時間	○	○	○	○	○	×

※小規模保育施設の内、「コピースマイルキッズかみめぐろ」「みみよんルーム」の2園は、保育短時間の方のみお申込みが可能です。

④個人番号（マイナンバー）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

「教育・保育給付認定申請書」をご提出の際は、個人番号を記載していただくとともに、「個人番号確認」と「身元確認」が必要となります。次頁の表のとおり、本人確認書類をご持参ください。代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人 確 認 書 類	【1点のみで本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【2点以上で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認ができる書類をお持ちください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	個人番号確認書類	身元確認書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【顔写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、認定の変更手続きが必要です。変更後の状況が確認できる書類と併せて教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

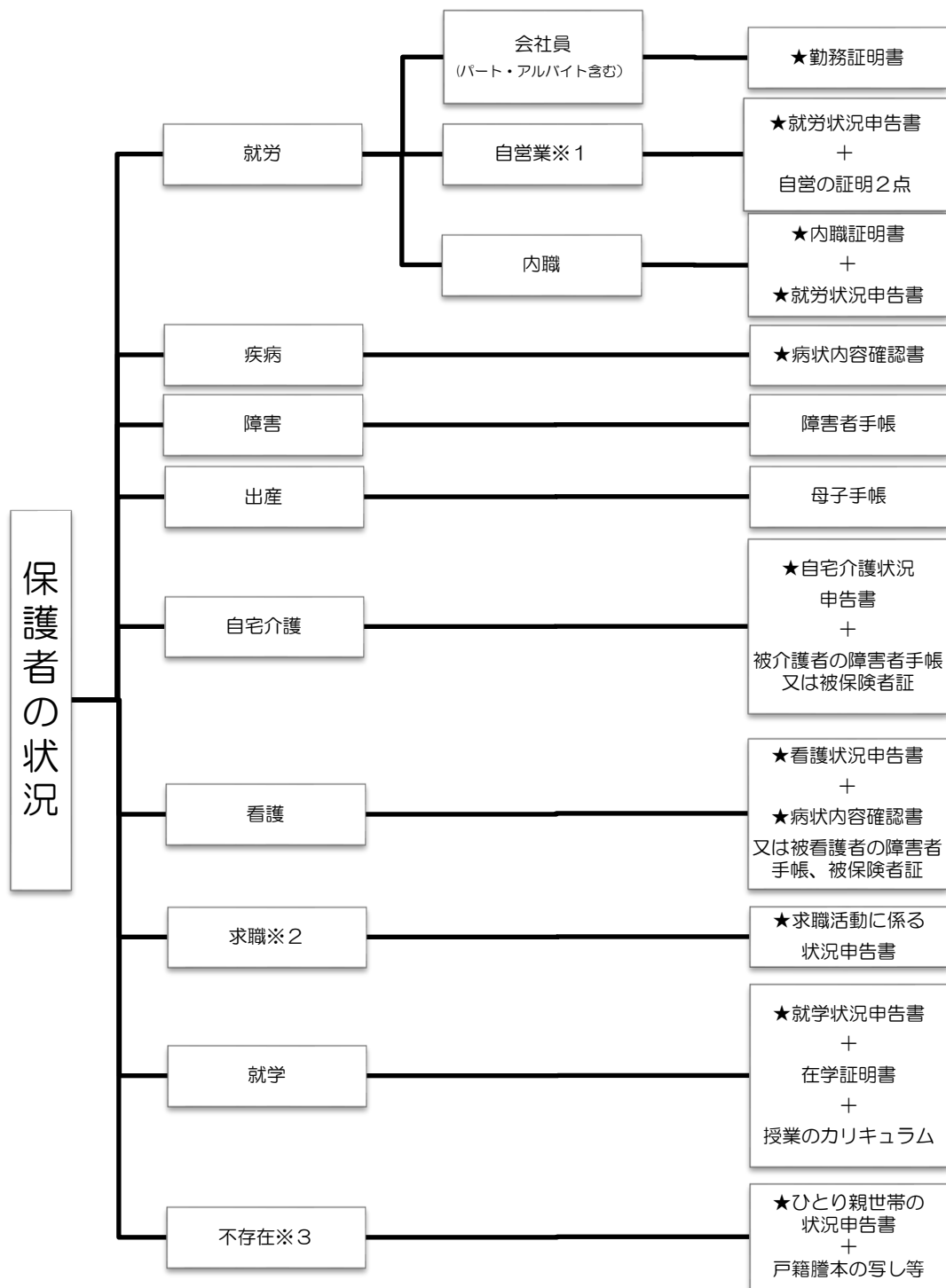
ただし、既に3号認定を受けているお子さまが満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合、認定内容の変更申請は不要です。

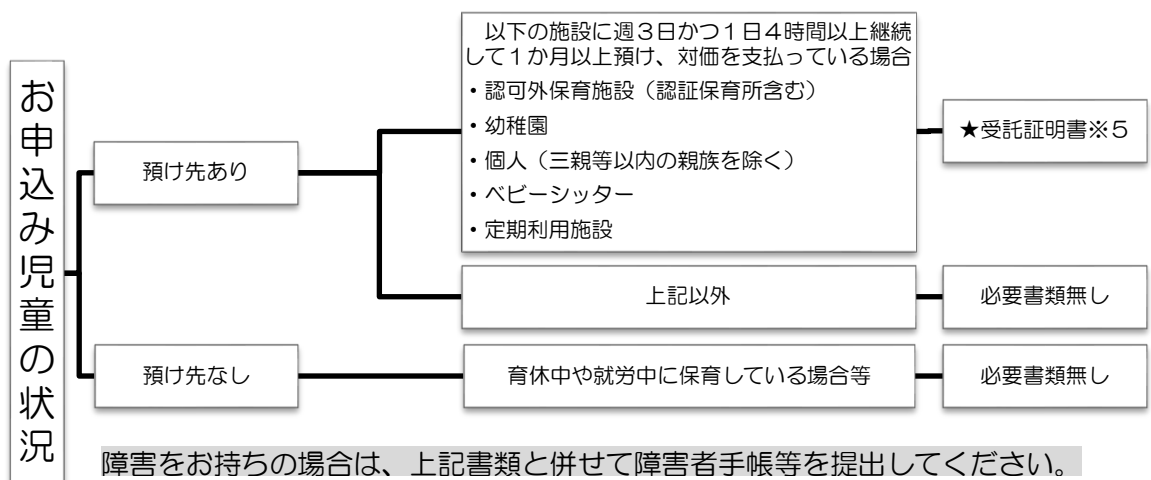
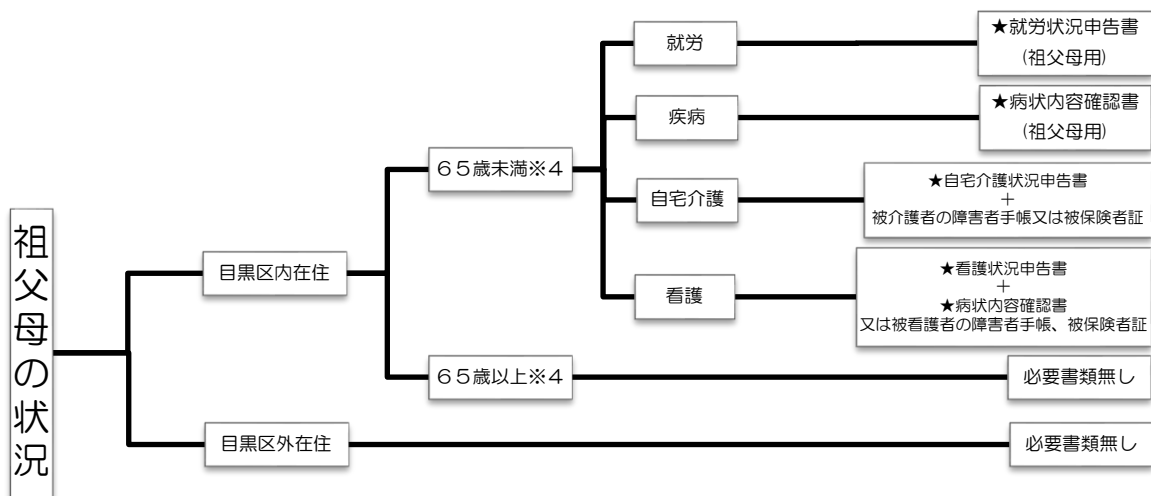
【認定内容の変更申請手続きが必要となる例】

- ア 就労要件で認定されたが、退職したので求職要件に変更する。
- イ 求職要件で認定されたが、就労を開始したので就労要件に変更する。
- ウ 保育短時間の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、保育標準時間に変更する。
- エ 求職要件で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度求職要件で申請する。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

各家庭の状況に応じて必要書類が異なります。以下のフローチャートを参考に、書類を揃えてご提出ください。**★がついているものは目黒区指定の様式での提出となります。**なお、父母それぞれの書類が必要です。





※1 自営業

- ・経営者がご自身でなく、配偶者の場合も自営業の取扱いとなります。
- ・自営業の方は就労状況申告書の他に以下の2点（表中①②）の書類の提出が必要です。

	経営者	明記されている事が必要な項目	提出書類	
①自営の内容 が確認できる書類	本人	会社名+本人名+所在地	下記のいずれか ・法人登記簿謄本 ・開業届 ・営業許可証 ・ホームページ ・パンフレット ・チラシ	
	配偶者	会社名+配偶者の氏名+所在地		
②直近の就労状況 が確認できる書類	本人	会社名+本人名	下記のいずれか ・給与明細書 ・請負契約書 ・預金通帳	(いずれも 直近1か月分)
	配偶者	会社名+本人名	下記のいずれか ・給与明細書 ・預金通帳	

※2 求職

- ・求職中の方の認定期間は2か月間が限度となるため、2か月に一度、教育・保育給付認定申請書と求職活動に係る状況申告書をご提出ください。

※3 不存在

- ・ひとり親の要件と必要書類は下表の通りです。また、離婚調停中である事を証明する書類は、裁判所が発行するものが必要となります（弁護士による協議書等は不可）。

要件	父母の住所	必要書類
死別	-	戸籍謄本の写し
未婚	別居 (住民登録上も別住所)	戸籍謄本の写し
離婚		戸籍謄本の写し
離婚調停中		事件係属証明書等
行方不明	-	行方不明者届受理証明書等
拘禁	-	拘禁証明書等

+ ひとり親世帯の状況申告書

※4 65歳未満（以上）

- ・65歳の基準日は入所月の1日時点です。

※5 受託証明書

- ・個人等にお預けの場合、受託期間中の保育料領収書の写しも併せてご提出ください。

(3) 世帯の所得状況が確認できる書類

令和元年9月～令和2年8月入所については令和元年度住民税情報が、令和2年9月～令和3年8月入所については令和2年度住民税情報が必要となるため、下記の通り必要書類をご提出ください。

①目黒区で住民税の課税（非課税）決定がされている方

各年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、目黒区で住民税の状況が確認できる場合、書類の提出は不要です。未申告の場合は、税務課で申告を行ってください。

②他の自治体で住民税の課税（非課税）決定がされている方

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7号の規定に基づく情報照会の本格運用が開始されたことに伴い、認定の手続きにおいて個人番号を利用して住民税課税自治体に情報照会を行うことにより、住民税情報の確認ができるようになりました。そのため「住民税課税（非課税）証明書」の提出が不要となります。ただし、次頁の表に該当する方は情報照会による住民税情報の確認ができません。

住民税が未申告の方	住民税課税自治体に申告を行い、目黒区保育課にご連絡ください。
個人番号が確認できない方	個人番号が確認できる書類をご用意の上、目黒区保育課にご連絡ください。
区外からのお申込みの方	「住民税課税（非課税）証明書」等の世帯の所得状況が確認できる書類をご提出ください。
その他、特別な事情により情報照会ができない方	

③海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方
 給与証明や源泉徴収票等 1 年間の収入が確認できる書類をご提出ください。

	令和元年9月利用調整～令和2年8月利用調整	令和2年9月利用調整～令和3年8月利用調整
住民税の課税証明 (課税自治体)	令和元年度 (平成31年1月1日の住所地)	令和2年度 (令和2年1月1日の住所地)
給与証明、源泉徴収票等	平成30年1月分～平成30年12月分	平成31年1月分～令和元年12月分

(4) 保育の利用申込書

入所を希望する保育園や家庭状況、児童状況等をご記入ください。希望園は10園までご記入いただけます。

(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）

延長保育の利用を希望する方のみご提出ください。延長保育の利用を希望しない場合や入所を希望する園に公立認可保育園がない場合、提出は不要です。

両親分の「保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書等）」の提出が必要ですが、保育の利用申込みと併せてお申込みする場合、延長保育のお申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。

既に公立認可保育園に在園している方で、お子様のお迎えをベビーシッター等に委託している場合、委託していることを証明する書類(契約書等)もご提出ください。

※詳細は17ページ「8 延長保育のお申込み」をご参照ください。

(6) お申込み内容の変更に必要な書類

お申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（育児休業期間や就労状況、疾病・障害、介護・看護の状況、児童の保育状況等）に変更があった場合、状況が確認できる書類を各月の締切日まで（必着）にご提出ください。お申込み内容と入所時の状況が異なった場合、入所内定を辞退していただきます。お申込み有効期間内の、申請内容の変更による追加書類の提出は、郵送でも受け付けています。

【例】

変更事由	必要書類
希望園の変更	保育の利用申込変更届
保育を必要とする状況に変更	変更後の状況が確認できる書類（勤務証明書等）
お子様の保育状況に変更	受託証明書

(7) 注意事項

①締切日

必要書類は全て揃えて漏れなく記入し、**締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合、お申込みをお受けできません。**締切日までに書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合、利用調整で不利になるか対象外になります。また、お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整から反映されます。各月の締切日については4ページ「2年間スケジュール」をご参照ください。

②各種証明書類

証明日は提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

就労先やお子様のお預け先等が複数ある場合、それぞれ証明書類を提出してください。「勤務証明書」や「受託証明書」等の証明書類の記載内容や、「就労状況申告書」等の申告内容に整合性がない場合や不明な点がある場合、事業主やお子様の受託先に事実確認を行います。虚偽の証明や申告は無効となります。

③書類の返却について

一度提出された書類は返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。

4 お申し込み方法

(1) お申し込み先

①場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

②日時

月曜日から金曜日（祝日を除く）

8：30～17：00

※受付は窓口で行います。郵送、FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※お申し込み締切日間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなることがあります。お早めのご来庁を推奨しております。

(2) 有効期間

入所できなかった場合、お申込みの有効期間は申込書を提出した月から1年間です。有効期間中、希望施設に空きが出た場合は利用調整の対象となります（内定した時点で申込書の有効期間は終了します）。

有効期間内に申込書や提出している書類の状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類をご提出ください。ご提出がないと利用調整には反映されません。

有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度お申し込み手続きが必要です。

【例】

申込書を提出した月	お申込み有効期間	次回お申込み提出期限
令和元年10月	令和2年10月 利用調整まで有効	令和2年10月9日（金）
令和元年12月	令和2年12月 利用調整まで有効	令和2年12月10日（木）

5 育児休業中のお申込み

(1) 原則

ご家庭でお子様の保育ができる状況にあることから、お申込みのお子様だけでなく兄弟姉妹の育児休業中であっても、利用調整の対象とはなりません。利用調整の対象となるのは、復職日の属する月からです。

【例】復職日が5月15日の場合、「5月入所」からお申込みが可能です。

(2) 例外

育児休業を短縮して入所月中に復職できる場合は、入所のお申込みが可能です。その場合、「勤務証明書」の「※注 保育施設に入所できた月から復職することができます。」という項目に社印が押印されている必要があります。併せて、裏面の「育児休業短縮についての同意」という項目には、育児休業を取得する方自身の署名が必要です。

出産休暇又は育児休業中の場合の基本指数（育児を理由とした就学中の休学も含む）は、復職日時点の状況で認定するため、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを前提とします。

よって、保育施設に入所した月の末日までに復職せず育児休業を延長した場合又は同じ勤務先及び同じ就労形態で復職せず退職や転職（部署や派遣先の変更は除く）をした場合、内定を辞退していただきます。また入所後であっても退所となりますのでご注意ください。入所後、育児休業から復職した際は「復職証明書」の提出が必要です。

また、お申込期間中に育児休業期間を短縮して復職された場合又は育児休業期間を延長された場合、正しい期間が記載された「勤務証明書」を再提出してください。

6 区外からのお申込み

区外にお住まいの方（目黒区へ転入予定の場合を含む）が目黒区内の保育施設への入所を希望する場合、書類の提出先は住所地の区市町村の担当窓口となります。必要書類については、目黒区保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

(1) 区外からのお申込み可能施設一覧

		施設の種類		0歳～3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
区外在住	転入予定者	認可	公立	○	○
			私立	○	○
		その他 ※1	×	×	
	在勤者・在学者 (目黒区内に通っている方)	認可	公立	×	○
			私立	○	○
		その他 ※1	×	×	
	通過者 (上記以外の方)	認可	公立	×	×
			私立	×	○※2
		その他 ※1	×	×	

※1 「その他」は、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園を指します。
 ※2 4月入所については、一次利用調整(選考)は対象となりません。

(2) 注意事項

①小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園

お申込み締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区外にお住まいの方はお申込みができません。

②転入予定

目黒区に転入予定の場合は、転入先が確認できる書類（転入予定誓約書及び建物の売買契約書、賃貸契約書の写し又は転入同意書）のご提出が必要です。内定後は、入所月の初日までに目黒区に転入し、同日に目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めてお申込みのお手続きが必要です。お申込み手続きがなかった場合、入所が内定していても辞退していただきます。また、入所後であっても退所となります。

③通過者

目黒区にお住まいの方や転入予定者、在勤者・在学者の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

④その他

住所地の区市町村からの入所協議書と必要書類が目黒区のお申込み締切日までに届かない場合、利用調整の対象となりません。締切日をご確認の上、日にちに余裕をもってお手続きをしてください。

7 転所（転園）のお申込み

（１）お申込み方法等

別の保育施設への入所を希望する場合は、転所のお申込みができます。
お申込み方法や必要書類、有効期間等は通常の入所申込みの場合と同様です。

（２）注意事項

①内定辞退

転所内定を辞退した場合はいかなる理由があっても転所元の施設に戻ることはできません。転所元の施設は退所となります。

②転所申込を開始できる時期

転所のお申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所のお申込みはできません。保育施設に通い始めてからお申込みください。

③下の子の育児休業取得中の場合

育児休業取得期間は転所のお申込みはできません。

下のお子様の育児休業中に、上のお子様の転所の利用調整の対象となるのは、下のお子様の育児休業が明ける月からです。育児休業取得期間の終了日の翌日が復職日となります。勤務先が「育児休業期間及び短縮可能である」旨を証明している場合でも、転所申込みはできません。

ただし、年齢上限のある小規模保育施設・事業所内保育施設の地域枠・家庭福祉員をご利用中の方に限り、お申込みが可能です。その場合も通常の入所と同様、入所月中に育児休業から復職していただく必要がありますが、上のお子様は2歳児クラスに在籍する場合に限り、入所月中の復職は必要ありません。詳細は下表をご覧ください。

クラス年齢	育児休業の取得可能な期間
2歳児クラス	下の子が1歳に達する年度の翌年度4月末まで取得可能
0・1歳児クラス	入所月中に復職が必要

8 延長保育のお申込み

認可保育園の全園、一部の小規模保育施設、事業所内保育施設では延長保育を実施しています。

認定こども園と家庭福祉員は原則延長保育を実施していません。

(1) 公立認可保育園へのお申込み

延長保育を希望する場合は、保育課へのお申込みが必要です。延長保育の利用が可能となるのはお子様が1歳になった翌月の初日からとなります。

【例】誕生日が令和元年9月5日の場合

→延長保育の利用が可能となるのは令和2年10月1日から

認定の区分が保育短時間、育児休業中又は求職中の方は延長保育を利用できません。また、利用調整の結果、ご利用いただけない可能性があります。

※各施設の利用可能時間等については、33ページの「(8) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

①お申し込み先

保育課保育施設利用係へお申込みください。

②必要な書類

11ページ「(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）」をご参照ください。

③締切日

4ページ「2 年間スケジュール」と同様です。

④延長保育利用料

50ページ「3 令和2年度保育料（利用者負担額）階層表」をご参照ください。

(2) 私立認可保育園・小規模・事業所内保育施設へのお申込み

お申し込み方法や延長保育実施時間、延長保育料は園により異なります。詳細は、各園にお問い合わせください。

9 令和2年4月入所について

他の月とは異なり4月は利用調整を2回行います。また、お申込みが可能な施設や世帯状況も異なるため、下記の内容をよくご確認ください。

(1) スケジュール

1次利用調整	
申込み締切日	令和元年12月10日(火)
結果発表日	令和2年2月7日(金)

2次利用調整	
申込み締切日	令和2年2月14日(金)
結果発表日	令和2年3月3日(火)

(2) 利用調整対象一覧

小規模保育施設・事業所内保育施設・家庭福祉員・認定こども園は、1次利用調整・2次利用調整ともに申込み締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みができます。目黒区以外にお住まいの方はお申込みできません。

		1次利用調整	2次利用調整
目黒区にお住まいの方		○	
目黒区以外にお住まいの方	転入予定 (令和2年4月1日までに転入予定の方)	○	
	在勤・在学者 (目黒区内に通っている方)	○ ※0歳～3歳児は私立認可保育園のみ ※4・5歳児は公私立認可保育園全園	
	通過者 (上記以外の方)	×	○ ※私立認可保育園のみ かつ4・5歳児のみ

(3) 出産予定のお申込み受付について

4月入所の1次利用調整のみ、出産予定でのお申込みが可能です。その他の利用調整においては、出産予定でのお申込みは受け付けておりません。

①対象者

分娩予定日が令和元年11月27日から令和2年2月4日までのお子様。分娩予定日が令和元年11月26日以前でも令和元年11月27日時点で生まれていなければ出産予定でのお申込みが可能です。

誕生日が令和2年2月5日以降となった場合、令和2年5月入所から利用調整の対象となります。

令和2年4月入所が内定しても、誕生日が令和2年2月5日以降となった場合、内定取消しとなります。

②必要な書類

「母子手帳」（分娩予定日の記載があるもの）

その他の必要書類については5ページ「3 お申込みに必要な書類」をご覧ください。

③出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の3点（表中ア～ウ）の書類の提出が必要です。郵送での提出はできません。

14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整の対象となりません。入所が内定しても、内定取消しとなります。

既にご提出いただいている勤務証明書の産休・育休期間に変更がある場合は、勤務証明書の再提出が必要となります。

ア	母子手帳の出生届出済証明の部分の写し 又は 出生届の受理証明書
イ	保育の利用申込書（出産予定者用）
ウ	教育・保育給付認定申請書

(4) 利用申込の休日臨時窓口について

①場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

②日時

	時間
令和元年11月30日(土)	10:00~16:00 (12:00 ~ 13:00を除く)
令和元年12月1日(日)	

(5) 令和2年4月1日入所の0歳児受入開始月齢表

	生年月日
57日児	令和2年(2020年)2月4日
90日児	令和2年(2020年)1月2日
4か月児	令和元年(2019年)12月1日
6か月児	令和元年(2019年)10月1日

(6) 注意事項

1次利用調整の結果内定した方で、2次利用調整に他の保育施設を希望する場合は、1次利用調整の内定を辞退していただきます。1次利用調整の内定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。1次利用調整で内定した時点で、2次利用調整以降のお申込みについては対象となりません。そのため、2次利用調整以降もお申込みを希望する場合は、再度申込書類一式の提出が必要となります。また、2次利用調整から令和3年4月2次利用調整まで、調整指数-1点がつきます。

1次利用調整のお申込み締切日後に、お申込み内容(家庭状況、就労状況、児童の保育状況、希望施設等)に変更があった場合は、2次利用調整のお申込み締切日までに必要な手続きをお取りください。

令和2年4月入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

10 特別な支援を要するお子様のお申込み

障害や疾病、発達の違い等により特別な支援を要するお子様については、施設の状況により希望（入所）する施設を調整させていただくことがあります（既に障害のあるお子様が在園している場合や、施設の受入れ態勢が整わない場合等）。

また、入所内定後の面談・健康診断の時点で判明した場合は、内定した施設の状況によっては受入れができない可能性がありますので、お申込みの時点で必ず保育課にご相談ください。保護者の方とお子様にご来庁いただき、面接を行うことがあります。

11 お申込みの取下げ

保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合、各月の申込締切日までに「申込取下届」を提出してください。各月の締切日については4ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

【取下げが必要となる例】

ア 区外へ転出する場合

イ 家庭での保育が可能となった場合

ウ 上のお子様のお申込み中に、下のお子様（兄弟姉妹）の育児休業を取得する場合（この場合、上のお子様に入定が出た際は入所中に復職していただくことになるため、復職を望まれない場合は取下届の提出が必要となります）

取下届受理日	11月利用調整 (締切日 令和2年10月9日必着)	12月利用調整 (締切日 令和2年11月10日必着)
令和2年10月8日	取下げ完了	取下げ完了
令和2年10月12日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

※11月利用調整で内定が出た場合、通園するか内定辞退することとなります。

利用調整について

1 利用調整とは

保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合は利用調整を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。

利用調整は、お申込み締切日までに提出された書類を元に、23～24ページの「利用調整基準指数」（基本指数と調整指数を合算した点数）に従い世帯の状況等を指数化し、同位の場合は24ページの「利用調整基準指数同位の優先順位」により順位を決定した上で保育施設の利用を決定します。

(1) 基準日

利用調整基準指数は、お申込み締切日現在の状況で認定します。お申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指数が変更となり入所内定を辞退していただくか退所となることがあります。変更が生じたら速やかにご連絡ください。

(2) 基本指数の認定

基本指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たれない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指数を認定します。

(3) 調整指数の認定

調整指数は、要件に該当する項目が複数ある場合、合算した点数となります。ただし、調整番号7「地域型保育」から調整番号11「就労中保育」に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。

(4) 育児短縮勤務の取扱い

会社員等の場合、正規の雇用契約の内容で利用調整基準指数を認定します。ただし、時間短縮後の就労形態が週3日未満又は一日4時間未満となる場合、「就労」の8点の指数を適用します。

自営業（本人又は配偶者が経営）の場合、育児短縮勤務という取扱いではなく、お申込み締切日現在の状況で認定します。

2 利用調整基準指数等

(1) 基本指数

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）			基本 指数	
	類 型	細 目			
1	居宅外就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		20	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		18	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		16	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		14	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		12	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		10	
		上記以外の場合		8	
2	居宅内就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		19	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		17	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		15	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		13	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		11	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		9	
		上記以外の場合		8	
3	疾 病 害 出 産	疾 病 負 傷	入 院	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20
			居宅内療養	常時病臥	20
				精神性疾患で通院加療を行っている	20
				一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17
	障 害	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、療育手帳（愛の手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合		20	
		身体障害者手帳3級に該当する場合、療育手帳（愛の手帳）4度に該当する場合		17	
		身体障害者手帳4級に該当する		13	
出 産	出産月を含む前後2か月		9		
4	介 護 看 護 （三親等以 内の親族に 限る）	入 院 通 院 通 所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18	
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	14	
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	10	
		自 宅 介 護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		20
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		13
上記以外の介護をしている		9			
5	求 職	求職（起業準備を含む）のため、昼間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）		8	
6	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧		20	
7	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている		※	
8	そ の 他	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）	20	
		虐 待 等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	20	
		特 例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※	

※25ページをご参照ください。

(2) 調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不在の世帯	10
2	虐待等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	10
3	低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	2
11	就労中保育	保護者が就労中に児童を保育している	-1
12	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
13	内定辞退	内定を辞退した場合	-1

(3) 利用調整基準指数同位の優先順位

順位	内 容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号3の障害に該当する者）
8	介護・看護（基本指数の類型番号4に該当する者）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

(4) 各項目の補足説明

①基本指数について（23ページ参照）

類型番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）		補足説明
	類型	細目	
1	居宅外就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	<p>就労とは、給与・賃金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝い・ボランティア・起業準備等の対価の生じないものは就労としません。この場合、類型番号5「求職」の指数を適用します。</p> <p>雇用形態に関わらず、労働契約上の正規労働時間により指数を判定します。また、就労時間は休憩時間を除いた実労働時間です。</p>
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		上記以外の場合	
2	居宅内就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		上記以外の場合	
4	介護看護 (三親等以内の親族に限る)	自宅介護	<p>基本指数の類型番号4「介護、看護」の「自宅介護」とは、要介助者の住所と申請世帯の住所が住民記録上同一であることをいいます。</p>
		身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	
		身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	
		上記以外の介護をしている	
7	就学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている	<p>基本指数の類型番号7「就学」及び類型番号8「その他」の「特例」は、類型番号1「居宅外就労」と類型番号2「居宅内就労」の基本指数を準用します。</p>
8	その他	特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合

②調整指数について（24ページ参照）

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	補足説明
3	低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	調整番号3「低所得」に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整月により異なります。 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月から令和2年8月入所利用調整 →令和元年度、平成30年度の市区町村民税 令和2年9月から令和3年8月入所利用調整 →令和2年度、令和元年度の市区町村民税
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	調整番号4「就労制限」は、制限を受けている保護者が、基本指数の類型「居宅外就労」又は「居宅内就労」の「週5日かつ一日7時間以上の就労をしている」に該当する場合は適用されません。
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	同居とは、住民記録上の世帯が同一であることをいいます。 【二親等以内の例】 <ul style="list-style-type: none"> 児童からみて祖父母→該当 児童の両親の兄弟姉妹→非該当
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。 ① 週3日かつ1日4時間以上対価を支払ってお子様を地域型保育事業・認可外保育施設・定期利用保育事業等に預けている。（緊急一時保育は対象外） ② 産後又は育児休業中でない。（ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合は、育児休業中も上のお子様の調整指数が加算されます。また、出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、最低産後6週間は産後休業期間として扱います。） ③ 基本指数の細目のいずれかに該当する。（求職を除く） ④ ①～③の条件を一か月以上継続して満たしている。 【例】4/10が締切日の場合、3/11以前から①～③の条件を満たしている必要があります。
8	認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	兄弟姉妹のいずれか一方しか認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していない場合や、どちらも在園していない認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園への転園を希望する場合は対象となりません。また、1号認定で認定こども園をご利用の場合も対象となりません。
12	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	【例】 4/10が締切日の場合、就労開始が3/12以降であれば減点の対象となります。 転職の場合、退職日と次の勤務先での就労開始日を含む一週間の間に週3日かつ1日4時間以上の勤務があれば、減点の対象となりません。
13	内定辞退	内定を辞退した場合	利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月1次、2次における利用調整時に適用されます。

③利用調整基準指数同位の優先順位について（24ページ参照）

順位	内 容	補足説明
3	基本指数上位者	利用調整基準指数が同位となった場合、基本指数が上位である方が優先となります。 【例】利用調整基準指数40点の場合 基本指数40の世帯＞基本指数38＋調整指数2の世帯
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）	転園の場合は新規申込者となりません。ただし、調整番号10「兄弟揃え」に該当する場合は新規申込者となります。 また、年齢制限のある地域型保育事業（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）又は家庭福祉員からの転園は新規申込者となります。
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの	通常の勤務証明書に加えて、「保育士・看護師の勤務内容証明書」の提出が必要となります。
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）	地域型保育事業と家庭福祉員（保育ママ）、東京都認証保育所が対象です。（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥の場合	長期単身赴任者とは、申込締切日時及び入所日時点で、単身赴任の状態にあり、単身赴任の開始から6か月以上単身赴任を予定していることを勤務先が証明する場に限りです。自営業や就学の場合は単身赴任者とはなりません。 また、長期入院者とは、申込み締切日時及び入所日時点で、入院の状態にあり、入院の開始から3か月以上入院を予定していることをいいます。
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者	受託認定日は、調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の補足説明の①～③の条件が揃った時点を起算点とし、上記調整番号が適用された時点で発生します。途中でいずれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業期間中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合のみ、復職後の利用調整から育児休業取得前に遡って受託認定日を適用します。 また、受託料の契約形態（月額、日額、時間単価等）に関わらず、あらかじめ週の受託日数と受託時間が固定された受託契約を結んでいる場合は、契約上の受託日数と受託時間により判定します。週の受託日数と受託時間が固定されていない又は不規則である等の場合は、実際の受託実績により判定します。
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）	出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、最低産後6週間は産後休業期間として扱います。
15	区市町村民税が低い世帯	区市町村民税とは、保育料の算定に使用する、世帯の区市町村民税所得割額をいいます。詳細は47ページ「保育料（利用者負担額）」をご確認ください。

3 延長保育利用調整基準指数等

(1) 実施指数

類型 番号	保護者の状況 (細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合)		実施指数
	類 型	細 目	
1	就 労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
		延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
		延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
2	不存在	保護者が不存在(単身赴任を含む)及び虐待等	10
3	特 例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※

※実施指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

※類型番号3「特例」の実施指数は、類型番号1「就労」の実施指数を準用します。

(2) 実施指数同位の優先順位

順位	内容
1	区内在住児
2	在園児
3	ひとり親世帯等
4	居宅外就労
5	居宅内就労
6	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている(基本指数の類型番号3の障害に該当する者)
7	介護・看護(基本指数の類型番号4に該当する者)
8	長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥
9	二親等以内の同居親族(延長保育利用開始時点で65歳以上、病气療養中、就労等を除く)がいない
10	兄弟姉妹が延長保育を利用している
11	転所申込みで転所前に延長保育を利用している
12	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
13	延長保育の申込み待機期間が長い
14	勤務終了時間がお迎えに間に合わない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯(保護者のいずれかの長い方)

4 結果通知

利用調整の結果通知は、お申込みの初月と、4月の1次、2次利用調整の結果発表時に郵送でお届けします。その他の月については、内定したとき以外結果通知はお送りしません。育児休業給付金の申請用等にその他の月について保育所に入所する事ができなかった旨の証明書等が必要な場合、各月の結果発表日以降に「利用調整結果照会依頼」をご提出いただければ、後日証明書を郵送致します。申請書は窓口とホームページ上にご用意しております（証明書は、発行までに通常一週間程度かかります）。

ただし、お申込み有効期間外の月や、利用調整を行っていない2・3月の証明書は発行できません。2・3月の証明書が必要な場合、4ページ「2年間スケジュール」を提出する等してご対応ください。

【例】

申込み年月日	有効期間	
令和元年5月7日	令和元年6月利用調整～令和2年5月利用調整迄	

	結果通知	利用調整結果照会依頼による証明書の発行
令和元年6月利用調整	○	
令和元年7月 ～令和2年1月利用調整	×	○
令和2年2・3月利用調整	×	×
令和2年4月利用調整 (1・2次)	○	
令和2年5月利用調整	×	○

5 内定辞退

保育施設は10園まで希望することができますが、内定後に「希望順位が低い」「保育施設までの距離が遠い」等の理由で内定を辞退される方がおられます。希望保育施設を記入する際には、実際に通える範囲の保育施設をお選びください。入所内定を辞退する場合は、速やかに内定施設及び保育課保育施設利用係に連絡の上、「内定辞退届」を提出してください。

内定を辞退された場合は、お申込みについても取下げとなります。また、内定を辞退されると、内定を辞退した入所月の年度内における利用調整から翌年度4月利用調整（1次・2次ともに）まで－1点となります。

施設一覧

目黒区でお申込みを受付け、利用調整を行う保育施設について掲載しています。園庭とは、2歳児以上の定員数×3.3㎡以上を基準としています。園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならない様にご配慮ください。また、定員数は変動する可能性があります。

1 公立認可保育園

国が定めている基準に基づいて運営されています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開所時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子様の場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を実施しています。

施設によって実施時間が異なります。また、施設によっては、延長保育の利用不承諾者かつ延長保育の利用申込みが有効期間内の方を対象に、日を単位とした延長保育の利用（スポット延長）を受け付けています。33ページの「(8) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

延長保育を希望する場合はお申込みが必要です。お申込み方法については17ページ「8 延長保育のお申込み」をご確認ください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

47ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末までのご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

ただし、保護者のいずれかが目黒区内在勤（在学）者の場合又は平成27年度以前に入園された場合については、翌年度以降も利用が可能です。保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 民営化のお知らせ

目黒区では、待機児童解消に向けた定員の拡大、老朽化が進む園舎の改修・改築、多様な保育ニーズへの対応など、保育園に関する多くの課題があります。これらの課題を解決するための方策の一つとして、区立保育園の民営化を行うこととし、平成25年4月に「区立保育園の民営化に関する計画」を策定しました。

①公立園からの民営化

ア 東山保育園

現在の園から約350メートル離れた、東山2-20（目黒東山住宅駐車場）に建設予定の新園舎に令和2年4月に移転します。移転後は社会福祉法人双葉の園が運営する私立保育園となります。

イ 鷹番保育園

令和4年4月に民営化の予定でしたが、仮設園舎の確保が困難なことから、現在の在園児が卒園する令和5年度末で区立園を閉園し、園舎解体・整備の上、令和7年度に新設の私立保育園として開園予定です。これに伴い、平成31年4月の0歳児から順次募集を停止しています。

【鷹番保育園の閉園、新園の開設に係る定員の設定例】

※網掛け・・・認可園としては募集を停止し、その空きスペースで定期利用保育事業を行います。なお、定期利用保育事業の定員については、待機児童数の状況から変更することもあります。

定期利用保育事業についての詳細は53ページの「1 区内定期利用保育事業」をご参照ください。

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1歳	10	22	32	44	解体・整備	私立認可保育園として新規開設
2歳	(2クラス)24					
3歳	14	(2クラス)28	—	—		
4歳	14	14	(2クラス)28	—		
5歳	14	14	14	(2クラス)28		
計	76	78	74	72		
うち認可定員	66	56	42	28		
うち定期利用	10	22	32	44		

②公設民営園からの民営化

公設民営園（指定管理者制度活用）の3園（目黒保育園・中目黒駅前保育園・第二ひもんや保育園）は、良好な運営状況を踏まえ、現運営事業者への施設の貸し付けによる民設民営化を行うこととしました。

各園の民設民営化の実施時期は以下のとおりです。

ア 目黒保育園

令和2年4月から社会福祉法人和泉福祉会が運営する私立保育園となります。

イ 中目黒駅前保育園

令和2年4月から社会福祉法人さがみ愛育会が運営する私立保育園となります。

ウ 第二ひもんや保育園

令和4年4月から社会福祉法人和泉福祉会が運営する私立保育園となります。

＜民営化に関するお問い合わせ＞

子育て支援部保育施設整備課

電話番号：03-5722-9429

(8) 公立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							延長保育時間	スポット延長	園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計				
駒場保育園	駒場1-22-1	3469-6775	57日目～	6	10	12	14	14	14	70	19:15迄		○	A
菅刈保育園	青葉台2-10-27	3462-0219	〃	6	21	22	23	23	23	118	19:15迄		○	B
第二上目黒保育園	上目黒2-15-8	3719-8656	〃	9	13	14	18	18	18	90	19:15迄			C
田道保育園	目黒3-4-4	3760-3935	〃	12	18	20	23	23	23	119	19:15迄	○	○	D
不動保育園	下目黒6-11-20	3792-7475	〃	6	7	10	15	15	15	68	19:15迄		○	E
中町保育園	中町2-37-15	3719-2640	〃	9	21	23	24	24	24	125	19:15迄		○	F
祐天寺保育園	祐天寺1-10-9	3719-5263	〃	9	13	13	14	14	14	77	19:15迄		○	G
中央町保育園 (給食調理委託)	中央町2-30-7	3719-5843	〃	9	20	21	23	23	23	119	19:15迄		○	H
目黒本町保育園	目黒本町2-1-20	3792-6327	〃	9	11	16	21	21	21	99	19:15迄	○	○	I
原町保育園 (給食調理委託)	原町1-20-16	3712-4119	〃	9	24	25	27	27	27	139	19:15迄		○	J
南保育園	南1-18-30	3717-5177	〃	9	18	20	22	22	22	113	19:15迄	○	○	K
第二ひもんや保育園 【公設民営】 ★4年度民設民営化	目黒本町2-25-14	3713-8994	〃	9	14	15	15	15	15	83	20:15迄		○	L
ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷2-8-9	3712-1035	〃	9	22	27	28	28	28	142	19:15迄	○	○	M
第三ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷5-15-19	3716-8391	〃	9	15	18	20	20	20	102	19:15迄		○	N
鷹番保育園 ★5年度末で閉園	鷹番2-16-15	3710-1219	2歳児クラス～	-	-	24	14	14	14	66	19:15迄		○	O
大岡山保育園	大岡山1-36-10	3724-1544	57日目～	12	21	23	25	25	25	131	19:15迄		○	P
八雲保育園	八雲3-10-18	3718-4084	〃	6	20	24	27	28	28	133	20:15迄	○	○	Q

2 私立認可保育園

国が定めている基準に基づいて運営されています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

47ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 私立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

①令和元年10月1日時点

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
BunBu学院Jr.中目黒園	青葉台1-15-14	6712-7292	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		1
キッズハウス池尻大橋保育園	大橋2-3-5	6407-0460	4か月～	12	14	16	16	16	16	90		2
野のゆり保育園	大橋2-15-12	5790-9091	57日目～	6	8	8	8	8	8	46	○	3
双葉の園保育園	大橋2-16-6	3465-0270	〃	12	31	32	30	30	30	165	○	4
のぞみ保育園	大橋2-19-1	3466-0269	〃	9	15	15	14	13	13	79	○	5
アソシエ大橋保育園	大橋2-22-42	6407-0486	〃	6	10	12	12	12	12	64		6
中目黒ちとせ保育園	上目黒2-10-9	3793-7511	〃	6	9	11	11	11	12	60		7
桑の実中目黒保育園	上目黒3-37-24	6303-4431	〃	6	8	10	12	12	12	60		8
コピーリススクールかみめぐろ	上目黒5-5-8	6452-3781	〃	6	13	16	16	15	14	80		9
キッズガーデン上目黒	上目黒5-19-33	6303-0870	〃	6	10	11	11	11	11	60		10
桜のこみち保育園	中目黒2-6-20	6412-8606	〃	6	12	13	13	13	13	70		11
キッズガーデン中目黒	中目黒3-5-8	6303-1950	90日目～	9	12	12	15	15	15	78		12
中目黒どろんこ保育園	中目黒5-7-4	6452-4375	57日目～	9	10	12	13	13	13	70	○	13
さくらさくみらい 目黒	目黒3-6-19	6712-2723	1歳児クラス～	-	10	12	12	13	13	60		14
目黒三田保育園キミトミライト	三田1-11-26 (三田フレンズ内)	6412-7181	〃	-	9	10	12	12	12	55		15
アソシエ目黒おとり保育園	目黒3-11-3	5722-3911	57日目～	6	12	12	12	12	12	66		16
アンジェリカ下目黒保育園分園 ※1	下目黒2-2-2 (1F)	5759-8237	〃	6	12	12	-	-	-	30		17
アソシエ下目黒保育園	下目黒2-19-3	5759-4141	〃	6	11	12	14	14	13	70		18
まなびの森保育園目黒	下目黒2-24-12	5496-2272	1歳児クラス～	-	10	12	12	13	13	60		19
アソシエ不動保育園	下目黒4-11-11	6452-4931	57日目～	6	10	12	12	12	12	64		20
アンジェリカ下目黒保育園 ※1	下目黒6-15-18	6451-2156	〃	6	12	13	25	25	25	106		21
ゆらりん下目黒保育園	下目黒6-18-11	6412-8134	〃	9	20	24	33	33	33	152		22
油面ちとせ保育園	中町1-5-5	6452-3320	〃	6	10	10	11	11	12	60		23
夢花保育園	中町2-46-14	3791-9614	〃	6	20	22	24	24	24	120	○	24
アスク上目黒保育園	五本木1-12-13	5773-8088	〃	9	10	12	13	13	13	70		25
くれよん保育園 ※2	五本木2-15-9秀永ビル1F	3710-3782	〃	6	8	10	-	-	-	24		26
しいのき保育園	五本木2-20-20	5725-1733	〃	12	29	30	30	30	30	161	○	27
にじいろ保育園学芸大学	五本木3-13-3	6451-0471	〃	6	10	11	11	11	11	60		28
ちゃいれっく祐天寺駅前保育園	祐天寺2-11-10	5734-1095	〃	6	10	11	11	11	11	60		29

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
くれよん保育園分園 ※2	中町2-48-33第五市 川興産ビル2F	6452- 2207	3歳児クラス～	—	—	—	10	10	10	30		30
目黒かえで保育園	中央町2-32-22	6303- 1571	57日目～	6	10	12	14	16	16	74		31
アンジェリカ目黒本町保育園	目黒本町3-16-2 1F	5773- 1856	〃	9	10	11	11	11	11	63		32
西小山すみれ保育園 ※3	原町1-3-16	3760- 6010	〃	6	8	9	9	9	9	50		33
にじいろ保育園原町	原町1-5-5	5734- 1602	〃	6	10	11	11	11	11	60		34
蓮美幼児学園西小山ナーサリー	原町1-14-20	3710- 4152	〃	6	8	10	12	12	12	60		35
ポピズナーサリースクール洗足	洗足2-27-16	6451- 3506	〃	6	8	9	9	9	9	50		36
グローバルキッズ大岡山園	南1-22-9	6421- 3071	〃	6	10	11	11	11	11	60		37
さくらさくみらい 碑文谷	碑文谷5-10-11	6412- 7839	〃	6	8	10	12	12	12	60		38
アソシエ工学芸大学南保育園	鷹番1-15-19	6412- 8962	〃	6	12	13	13	13	13	70		39
さくらさくみらい 学芸大	鷹番3-4-17	6451- 2018	1歳児クラス～	—	9	12	13	13	13	60		40
さくらさくみらい 鷹番	鷹番3-24-1	6452- 2328	57日目～	6	10	12	14	14	14	70		41
ポピズナーサリースクール都立大学	平町1-25-21	6421- 2691	〃	6	10	11	11	11	11	60		42
さくらさくみらい 都立大	平町2-2-20	5726- 9993	1歳児クラス～	—	11	11	12	13	13	60		43
モニカ都立大園	緑が丘1-2-14	5726- 9145	57日目～	6	10	12	16	16	16	76		44
緑丘保育園	緑が丘2-16-6	3723- 1470	〃	9	10	11	11	11	11	63		45
いいほいくえん自由が丘	緑が丘2-16-11	5731- 4040	1歳児クラス～	—	10	10	10	10	10	50		46
にじいろ保育園自由が丘	自由が丘1-2-13	6421- 4892	57日目～	9	12	14	15	15	15	80		47
にじいろ保育園自由が丘目黒通り	自由が丘2-23-13	6421- 2961	〃	9	10	12	16	16	16	79		48
アソシエ柿の木坂マミー保育園	柿の木坂1-31-14	5729- 3931	〃	6	8	9	9	9	9	50		49
スクールエンジェル保育園柿の木坂園	柿の木坂1-33-18	6421- 4541	1歳児クラス～	—	8	8	11	11	11	49		50
アソシエ柿の木坂保育園	柿の木坂2-14-4	3725- 3939	57日目～	6	10	12	14	14	14	70	○	51
アスクやくも保育園	八雲3-12-10	5731- 0315	〃	6	14	15	15	15	15	80		52
にじいろ保育園八雲	八雲3-24-11	6421- 4134	〃	6	10	11	11	11	11	60		53
ナーサリールームベリーベアー八雲	八雲3-32-2	5726- 9101	〃	6	12	13	13	13	13	70		54
東が丘保育園	東が丘1-1-1	3411- 0780	6か月～	6	12	13	15	15	15	76	○	55
にじいろ保育園東が丘	東が丘1-29-22	5787- 5342	57日目～	6	10	12	14	14	14	70		56

※1 アンジェリカ下目黒保育園分園に在園している児童は、3歳児クラス以降はアンジェリカ下目黒保育園に在園することとなります。

※2 くれよん保育園に在園している児童は、3歳児クラス以降はくれよん保育園分園に在園することとなります。

※3 西小山すみれ保育園の定員は、現在26名（1歳児8名・2歳児9名・3歳児9名）ですが、改修工事に伴い、

令和元年12月から表記の定員に変更を予定しています。

②令和2年4月新規開設園

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員						計	園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5			
(仮称) グローバルキッズ目黒園	下目黒4-7-2	未定	57日目~	6	10	11	11	11	11	60		ア
(仮称) アソシエ油面公園保育園	中町1-16	未定	//	9	10	12	12	12	12	67		イ
(仮称) アソシエ祐天寺西保育園	五本木1-40	未定	//	9	12	12	12	12	12	69		ウ
(仮称) みらいく鷹番園	中央町1-19	未定	//	6	10	11	11	11	11	60		エ
(仮称) まなびの森保育園学芸大学前	目黒本町1-16	未定	//	6	24	24	24	24	24	126		オ
(仮称) ピュアリー目黒南保育園	南2-10	未定	//	6	8	10	12	12	12	60		カ
(仮称) 目黒碑文谷雲母保育園	碑文谷5-26	未定	//	6	10	11	11	11	11	60		キ
(仮称) アソシエ学芸大学東保育園	鷹番1-1	未定	//	9	12	12	12	12	12	69		ク
(仮称) アソシエ自由が丘保育園	自由が丘2-18	未定	//	6	12	13	13	13	13	70		ケ
(仮称) あい保育園東が丘	東が丘1-17	未定	//	6	10	11	11	11	11	60		コ
(仮称) ウィズブック保育園東が丘	東が丘2-8	未定	//	6	10	11	11	11	11	60		サ

【注意事項】

- 工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

③令和2年4月認可移行園

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
(仮称)アソシエ都立大学保育園 ※1	平町1-19	未定	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		シ
(仮称)アソシエ八雲マン保育園 ※2	八雲2-18	未定	//	9	12	12	12	12	12	69		ス

【注意事項】

- ※1 小規模保育施設「アソシエナーサリーマミー」からの移行園となるため、記載の定員と新規で受入れが可能な人数とは異なります。
- ※2 認証保育所「アソシエ柿の木坂マン保育園」からの移行園となるため、記載の定員と新規で受入れが可能な人数とは異なります。
- ・工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

④令和2年4月民営化園

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
(仮称)双葉の園ひがしやま保育園 (旧 東山保育園)	東山2-20	未定	57日目～	9	26	26	26	26	26	139	○	セ
中目黒駅前保育園 (旧 公設民営園)	上目黒1-26-1	3711-7110	//	8	9	10	11	11	11	60		ソ
目黒保育園 (旧 公設民営園)	目黒1-7-16	3779-1381	//	9	17	18	19	20	20	103	○	タ

【注意事項】

- ・公立保育園（公設民営園含む）を民営化するものであり、記載の定員と新規で受入れが可能な人数とは異なります。
- ・工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

<新規開設園・保育施設整備に関するお問い合わせ>
 子育て支援部保育施設整備課
 電話番号：03-5722-9429
 子育て支援部保育計画課
 電話番号：03-5722-9866

3 小規模保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育施設で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様を6人から19人までの定員で保育します。

「コピースマイルキッズかみめぐろ」「みみよんルーム」の2園は、保育短時間の認定を受けている方のみお申込みできます。

（1）開所時間

40ページの「(8) 小規模保育施設一覧」をご参照ください。

（2）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

（3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

47ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

（7）注意事項

小規模保育施設は面積100㎡前後の小さな施設です。アレルギーをお持ちのお子様への給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

(8) 小規模保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

① 保育標準時間認定・保育短時間認定対象施設

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員				開所時間 (延長保育含む)	地図番号
				0	1	2	計		
学栄ナーサリー目黒青葉台保育園	青葉台3-10-9	5459-1317	90日目～	6	6	7	19	午前7時15分～ 午後7時30分	1
ビーフェア目黒保育園	目黒2-12-16	6712-2768	〃	6	7	6	19	午前7時15分～ 午後7時15分	2
不動さつき保育園 ※1	下目黒5-18-4	6303-0972	〃	6	6	7	19	午前7時30分～ 午後7時30分	3
ビーフェア中町保育園	中町1-25-16	5722-1551	〃	6	7	5	18	午前7時15分～ 午後7時15分	4
保育ルーム 目黒本町	目黒本町6-13-20	5725-3521	〃	6	6	7	19	午前7時15分～ 午後7時15分	5
ここいく保育園 碑文谷	碑文谷2-8-2	6303-3539	〃	6	6	7	19	午前7時15分～ 午後7時30分	6
こどもヶ丘保育園学芸大学園	碑文谷6-1-24	6451-2837	〃	3	9	7	19	午前7時30分～ 午後6時30分	7
Baby One	鷹番1-15-3	3713-8000	〃	7	6	6	19	午前7時30分～ 午後7時30分	8
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	鷹番3-14-4	6412-8332	〃	2	5	5	12	午前7時30分～ 午後7時30分	9
マザーグース都立大学園	平町1-26-18	5726-9652	〃	5	7	7	19	午前7時15分～ 午後8時00分	10
ウィズブック保育園大岡山	大岡山2-2-14	6386-5044	〃	3	8	8	19	午前7時15分～ 午後7時00分	11
モニカ緑が丘園A※2	緑が丘2-7-20	6421-1231	57日目～	4	6	6	16	午前7時15分～ 午後7時15分	12
モニカ緑が丘園B※2				2	-	1	3		
木下の保育園 都立大学	中根2-13-18	3723-0223	90日目～	3	8	8	19	午前7時15分～ 午後7時15分	13
学栄ナーサリー八雲保育園	八雲1-12-9	5731-0231	〃	6	6	7	19	午前7時15分～ 午後7時30分	14

※1 不動さつき保育園は、「ゆらりん下目黒保育園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定しています。

※2 モニカ緑が丘園Aは「モニカ都立大園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定していますが、モニカ緑が丘園Bは2歳児クラスで卒園となり、3歳児以降の連携施設はございません。

② 保育短時間認定対象施設

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員				開所時間 (保育時間については各園による)	地図番号
				0	1	2	計		
コピースマイルキッズかみめぐろ	上目黒5-26-6	6452-3781 ※	57日目～	9			9	午前8時00分～ 午後6時00分	15
みみよんルーム	鷹番3-23-14	3712-8450	90日目～	2	2	2	6	午前8時00分～ 午後6時00分	16

※コピースマイルキッズかみめぐろへの問い合わせは、コピーブリス쿨かみめぐろで受付けます。

4 事業所内保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の1つである事業所内保育施設は、会社等が設置する保育施設です。従業員のお子様（従業員枠）と地域のお子様（地域枠）を一緒に保育する施設です。目黒区の定めた認可基準を満たし、地域枠が設けられています。目黒区における利用調整対象は、地域枠（0歳児から2歳児まで）のみとなります。従業員枠については、設置者へお問い合わせください。

名称	設置者	電話番号
Jキッズピース三宿保育園	防衛省共済組合 中央病院支部	03-3411-0151 (内線6134)
優っくり保育園	社会福祉法人 奉優会	5712-3770

（1）開所時間

42ページの「(7) 事業所内保育施設一覧」をご参照ください。

（2）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接園にお問い合わせください。

（3）休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

47ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

直接園にお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

(7) 事業所内保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢		定員						開所時間 (延長保育含む) (保育時間については各園による)	地図番号	
					0	1	2	3	4	5			計
Jキッズピース三宿保育園	東山2-26	6452-2680	57日目~	地域枠	4	5	6	-	-	-	15	午前7時00分~ 午後8時00分	☆
				従業員枠	4	3	5	11	11	11	45		
				計	8	8	11	11	11	11	60		
優っくり保育園	中央町2-32-23 特別養護老人ホーム目黒中央の家 3階	5734-1664	57日目~	地域枠	-	2	2	-	-	-	4	午前7時15分~ 午後7時15分	★
				従業員枠	2	2	4	-	-	-	8		
				計	2	4	6	-	-	-	12		

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、0歳児クラスから2歳児クラスまでの2人から5人のお子様を家庭福祉員の自宅等家庭的な環境の中でお預かりします。

保育短時間の認定を受けている方のみお申込みできます。

（1）開所時間

午前9時00分から午後5時00分

（2）保育時間

①通常保育

午前9時00分から午後5時00分までの内の8時間
（日毎に契約時間を変更することはできません。）

②延長保育

原則実施していません。お子様の送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。

（3）休所日

日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）
家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子様の保育を対応していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

（4）保育料

49ページ「家庭福祉員（保育ママ）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

目黒区を通じ行っていただきます。保育施設利用係までお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

(7) 注意事項

お子様の食事、おやつ等は持参してください。

(8) 家庭福祉員（保育ママ）一覧

氏名	所在地	最寄り交通機関	入園可能 最小月齢	定員	地図番号
柏井	駒場1丁目	渋谷駅から東急バス『松見坂下』下車徒歩約2分	6か月～	3	ア
川端	上目黒4丁目	東横線『祐天寺駅』下車徒歩7分・東急バス『三宿病院前』徒歩5分	〃	3	イ
横山	目黒本町4丁目	学芸大学駅から東急バス『月光原』下車徒歩約1分	〃	5	ウ
東條	原町1丁目	目黒線『西小山駅』下車徒歩約3分	〃	2	エ
丹菊	鷹番3丁目	東横線『学芸大学駅』下車徒歩約3分	〃	3	オ
山本	東が丘1丁目	用賀・恵比寿間東急バス『東根小学校』下車徒歩約4分	〃	3	カ

6 幼稚園型認定こども園

3歳児クラス（年少組）から5歳児クラス（年長組）までの子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。幼稚園教育要領に基づき、幼児期にふさわしい遊びや生活を通して、「生きる力」の基礎を育てる幼児教育を推進しています。

なお、保育園と比べ、保護者に参加して頂く行事が多くあります。詳細は各園にお問い合わせください。

保育短時間の認定を受けている方は中時間保育のみ、保育標準時間の認定を受けている方は長時間保育のみお申込みできます。

幼稚園教育のみ（午前8時50分から午後2時まで）をご希望の方は、教育委員会学校運営課学事係へお問い合わせください（TEL03-5722-9304）。

（1）開所時間

46ページ「（9）幼稚園型認定こども園一覧」をご参照ください。

（2）保育時間

①通常保育

46ページ「（9）幼稚園型認定こども園一覧」をご参照ください。

②延長保育

午後6時30分以降の延長保育は実施していません。

（3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料はかかりません。

※別途、教材費等の費用がかかります。

（5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日から利用できません。

(7) 一日の流れ

①月曜日から金曜日

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	8:50	12:00 昼食	14:00	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育	保育		幼稚園教育			保育		
長時間保育	保育					保育		

②土曜日・長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	12:00 昼食	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育	保育					
長時間保育	保育					

(8) 注意事項

- ①スクールバスはありませんので、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。
- ②保育区分の変更を希望される際は（在園者対象）、転園のお申込みが必要となります。（利用調整の対象となります。）
- ③複数のこども園や複数の保育区分（短時間保育、中時間保育、長時間保育）の併願はできません。

(9) 幼稚園型認定こども園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	みどりがおか		げっこうはら	
住所	緑が丘2-7-20緑が丘文化会館別館隣接		目黒本町4-15-3 月光原小学校内	
電話	3718-6622		3716-3024	
定員	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人
保育時間 (月～土)	中時間保育：午前8時30分から午後4時30分まで 長時間保育：午前7時30分から午後6時30分まで			
延長保育	午後6時30分以降の延長保育は実施していません			
休園日	日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）			
備考	給食・おやつの提供あり			
地図番号	A		B	

保育料（利用者負担額）

1 幼児教育・保育の無償化

国の制度改正により、令和元年10月から3歳から5歳児クラスの全ての児童及び0歳から2歳児クラスの非課税世帯の児童は、保育料が無償です。

ただし、区立保育園の延長保育を利用される方の保育料は、次項以降の算定に従い、延長保育料がかかります。私立保育園の延長保育料は、各園によります。

なお、無償となる児童についても、国・都からの給付金算定のため、保育料階層の算定は行います。

2 保育料の算定

(1) 認可保育園・地域型保育事業（小規模保育施設・事業所内保育施設等）・認定こども園の保育料

保育料は、世帯の区市町村民税所得割額、保育の必要量及び児童のクラス年齢により階層を決定します。（非課税及び均等割のみの世帯も含む。）

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算は行いません。）認可保育園（公立・私立）は区が保育料を徴収し、地域型保育事業及び私立認定こども園は区が決定した階層区分の額を上限に、施設が保育料を設定し徴収します。また、公立認可保育園で延長保育を利用している場合、延長保育料をお支払いいただきます。保育料等の額は、50ページ「3 令和2年度保育料（利用者負担額）階層表」をご確認ください。

① 区市町村民税所得割額

税額控除前の区市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額が、保育料算定に使用する区市町村民税所得割額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。

また、国の制度改定に伴い、以下の2点が追加されました。

ア 平成30年1月1日以降に指定都市（横浜市、川崎市等）から転入した世帯の区市町村民税所得割額は、税源移譲により変更される前の税率により算定します。

イ 婚姻によらないで母又は父となった者であって現に婚姻していない方は、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして世帯の区市町村民

税所得割額を計算します。該当する場合は、「寡婦（夫）控除みなし適用申請書」と添付書類（戸籍謄本の写し等）を提出してください。

②対象となる算定年度

保育料の算定は4月と9月に、区市町村民税所得割額を根拠にして階層を決定し、利用者に通知します。

保育料納付月	算定根拠となる区市町村民税の年度
令和2年4月～令和2年8月分	令和元年度の区市町村民税額
令和2年9月～令和3年3月分	令和2年度の区市町村民税額

③認可保育園等の保育料の負担軽減制度

【令和元年10月より負担軽減を拡充しました】

要保護世帯等及び多子世帯の経済的負担を軽減するために、下表のとおり保育料の負担軽減を行っています。

	対象世帯の要件	【保育料半額】対象児童	【保育料無料】対象児童
国の負担軽減制度 (要保護世帯等)	①かつ②を満たす世帯 ① 世帯の区市町村民税所得割額 77,101円未満 ② ひとり親又は同一世帯内に在宅 障害児（者）のいる世帯	保護者と生計を一にする子を対象に 年齢の高い順に数えて第1子	保護者と生計を一にする子を対象に 年齢の高い順に数えて第2子以降
目黒区独自の 負担軽減制度 (多子世帯)	世帯の区市町村民税所得割額に かかわらず全世帯	保護者と生計を一にする子を対象に 年齢の高い順に数えて第2子	保護者と生計を一にする子を対象に 年齢の高い順に数えて第3子以降

※表中の保育料半額とは、50ページ「3 令和2年度保育料（利用者負担額）階層表」の（ ）内の金額になります。

負担軽減対象者の中で、同一世帯内に障害児（者）がいる、世帯外に生計を一にする子どもがいる場合は、「保育料負担軽減申告書」の提出が必要です。詳細は保育課保育施設運営係へお問い合わせください。

④注意事項

世帯の区市町村民税所得割額の確認ができない場合は、最高階層（D25階層）保育料となりますので、ご注意ください。

ア 住民税未申告の場合

速やかに住民税申告手続きをしていただくようお願いします。

イ 1月1日現在、目黒区に住民票がない場合

個人番号（マイナンバー）確認書等をご提出ください。

※海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額から保育料の算

定を行います。必要書類については、11ページ「③海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方」をご参照ください。
 （一部海外収入がある方も、当該収入についてご申告ください。）

（2）家庭福祉員（保育ママ）

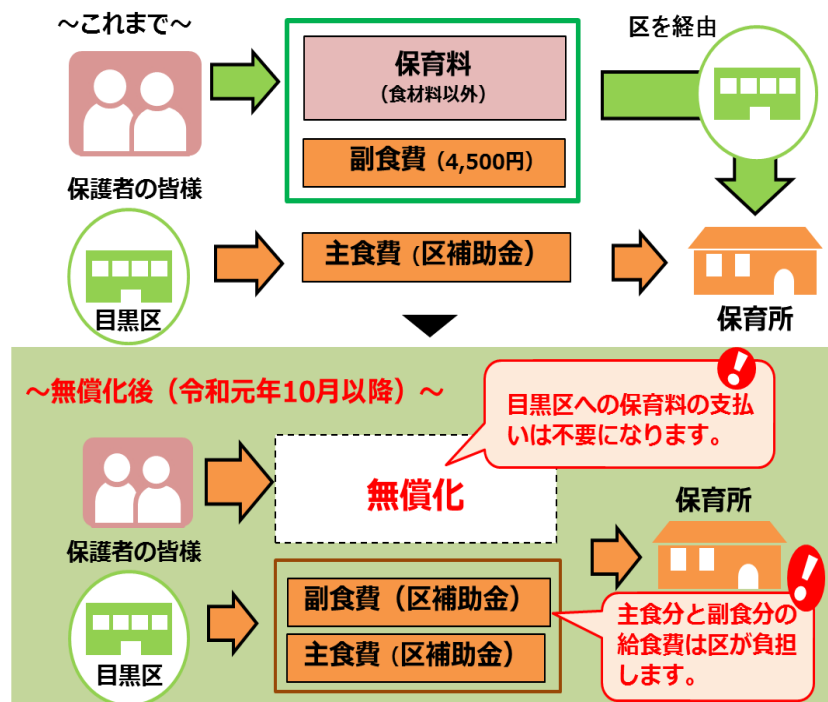
保育料は所得に関わらず一律月額25,000円で、事業者へ支払います。時間外保育料は30分につき400円です。ただし、1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算は行いません。）

3歳から5歳クラスの給食費補助について

国により、幼児教育・保育の無償化以降の給食費は原則実費負担とされましたが、目黒区は子どもたちの食育の推進と、子育て世代の負担軽減のため、区の補助で食材費の全額を賄っています。

（0歳から2歳児クラスの食材料費は、保育料に含まれています。）



※世帯年収 360 万円未満の児童の副食費は、国制度による免除となり、保護者宛て通知されます。

3 令和2年度保育料（利用者負担額）階層表

半額の場合は（ ）の金額

定義	階層	保育料（月額）		区立延長保育料（月額） ※保育標準時間利用者のみ		
		保育標準時間	保育短時間	0～2歳児	3歳児	4歳以上児
		0～2歳児				
被保護世帯	A	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税	B	0	0	0	0	0
区市町村民税均等割のみ	C1	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	600	600	600
区市町村民税所得割30,000円未満	C2	2,500 (1,250)	2,500 (1,250)	600	600	600
30,000円以上45,000円未満	C3	3,200 (1,600)	3,200 (1,600)	600	600	600
45,000円以上60,000円未満	D1	7,100 (3,550)	7,000 (3,500)	900	900	900
60,000円以上75,000円未満	D2	8,800 (4,400)	8,700 (4,350)	900	900	900
75,000円以上90,000円未満	D3	9,900 (4,950)	9,800 (4,900)	900	900	900
90,000円以上125,000円未満	D4	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)	1,600	1,300	1,300
125,000円以上160,000円未満	D5	20,600 (10,300)	20,300 (10,150)	2,000	1,300	1,300
160,000円以上195,000円未満	D6	23,100 (11,550)	22,800 (11,400)	2,200	1,400	1,300
195,000円以上220,000円未満	D7	25,900 (12,950)	25,500 (12,750)	2,600	1,800	1,700
220,000円以上245,000円未満	D8	28,300 (14,150)	27,900 (13,950)	2,800	1,900	1,900
245,000円以上270,000円未満	D9	31,000 (15,500)	30,500 (15,250)	3,100	2,000	2,000
270,000円以上295,000円未満	D10	33,400 (16,700)	32,900 (16,450)	3,300	2,200	2,000
295,000円以上320,000円未満	D11	36,100 (18,050)	35,500 (17,750)	3,600	2,400	2,100
320,000円以上345,000円未満	D12	38,700 (19,350)	38,100 (19,050)	3,800	2,600	2,200
345,000円以上360,000円未満	D13	41,400 (20,700)	40,700 (20,350)	4,100	2,800	2,300
360,000円以上375,000円未満	D14	43,900 (21,950)	43,200 (21,600)	4,300	2,900	2,400
375,000円以上390,000円未満	D15	46,400 (23,200)	45,700 (22,850)	4,600	3,000	2,400
390,000円以上405,000円未満	D16	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)	4,800	3,000	2,400
405,000円以上420,000円未満	D17	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)	5,000	3,100	2,500
420,000円以上470,000円未満	D18	55,200 (27,600)	54,300 (27,150)	5,500	3,100	2,500
470,000円以上520,000円未満	D19	62,100 (31,050)	61,100 (30,550)	6,100	3,200	2,600
520,000円以上570,000円未満	D20	69,400 (34,700)	68,300 (34,150)	6,900	3,200	2,600
570,000円以上735,000円未満	D21	75,700 (37,850)	74,500 (37,250)	7,500	3,200	2,600
735,000円以上900,000円未満	D22	77,700 (38,850)	76,400 (38,200)	7,700	3,300	2,700
900,000円以上1,100,000円未満	D23	79,000 (39,500)	77,700 (38,850)	7,800	3,300	2,700
1,100,000円以上1,300,000円未満	D24	80,400 (40,200)	79,100 (39,550)	8,000	3,400	2,800
1,300,000円以上	D25	81,600 (40,800)	80,300 (40,150)	8,100	3,500	2,800

※延長保育料は区立保育園の午後6時15分から7時15分までの保育料です。午後7時15分から8時15分までの延長利用は、別途延長保育料（1回につき600円）が発生します。ただし、区立保育園（保育短時間利用）及び区立認定こども園（長時間保育）の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問合せ下さい。
 ※私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、上記利用者負担額とは別に延長保育料が発生します。ご希望の場合は、利用可能時間を施設にご確認下さい。

4 納付

(1) 納付方法

保育料は原則として口座振替によるお支払いとなり、当月保育料は月末（月末が土日祝日に当たるときは直後の金融機関営業日）に引き落としとなります。内定通知に「目黒区保育料口座振替（自動払込）依頼書」を同封しますので、預貯金口座のある金融機関で手続きをお願いします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により金融機関（ゆうちょ銀行・銀行等）窓口でお支払いください。

	認可保育園	家庭福祉員・小規模・事業所内等
支払方法	原則として口座振替	各施設にお問い合わせください。
納付時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問い合わせください。

※口座振替の開始月は通知書でお知らせします。

※既に認可保育園等に入園中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めて手続きの必要はありません。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

※私立認可保育園をご利用の場合、上記の口座振替とは別に、延長保育料等を園で徴収するための口座振替手続きが必要な場合があります。

(2) 保育料を滞納した場合（卒園児の保育料を滞納している場合を含む。）

①残高不足等で引き落としができなかった場合

保育課から督促状を送付しますので、納付期限までに金融機関の窓口でお支払いください。翌月分と合わせて再度の口座振替をご希望の場合は、保育課保育施設運営係までご連絡ください。

②保育料が未払いの場合

当該児童及び兄弟姉妹のお子さんの保育園利用申込み（転園含む）の際、優先順位で不利になります。

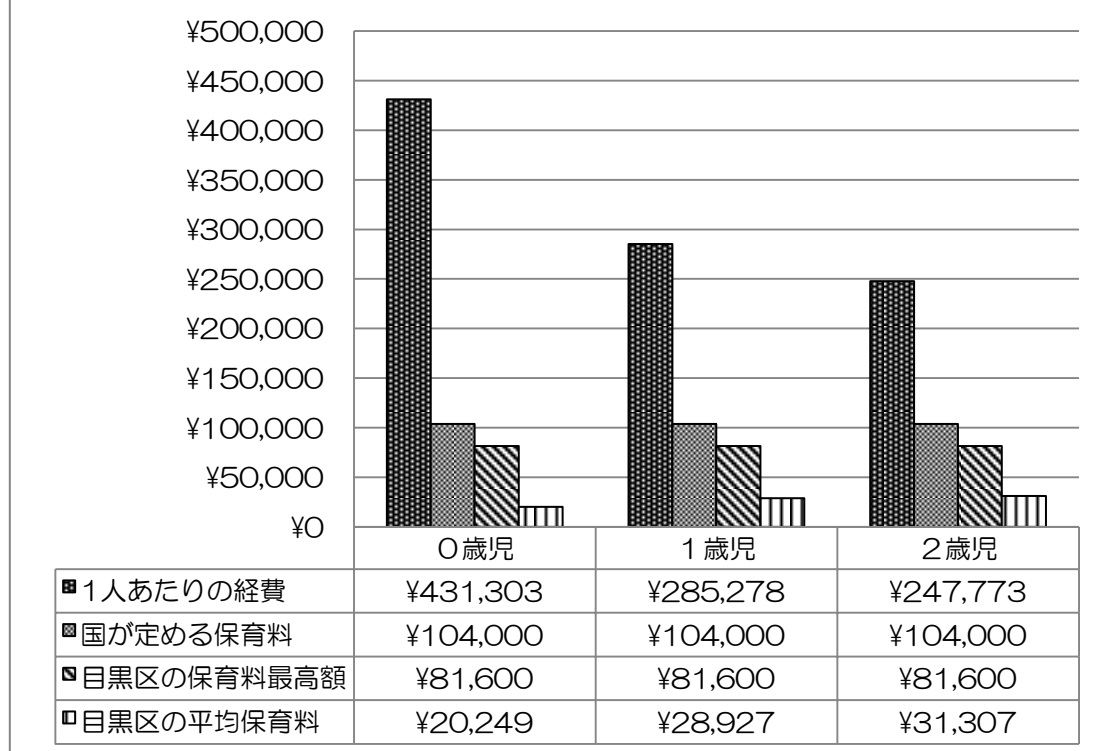
※子ども・子育て支援法の規定に基づき、地方税法の例により財産差押え等の処分の対象となる場合があります。期限内の納付にご協力をお願いします。

5 園児一人あたりの保育にかかる費用について

保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と国・東京都・目黒区が負担する費用（税）で運営されています。

目黒区では、国の定めた基準よりも多額の経費を上乗せし、保育内容の充実や多様な保育サービスの提供に努めております。また、目黒区では保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者負担の大幅な軽減を図っています。

園児1人にかかる経費と保護者負担例
【平成30年度決算による概算】



＜保育料・運営費に関するお問い合わせ＞
子育て支援部保育課保育施設運営係
電話番号：03-5722-8722

その他の保育施設等

1 区内定期利用保育事業

目黒区では、パートタイム勤務等多様な働き方に応じた保育需要、また、待機児童解消のひとつの対応策として、定期利用保育事業を実施します。定期利用保育は、保育が必要な児童を一定程度継続的（2か月以上）に保育する事業です。

（1）利用対象者（利用のお申し込みができる方）

次の①～③の要件を全て満たす児童が利用できます。これまで利用に当たっては、「認可保育園等への入所が内定せず、引き続き利用申込みをしている」などの要件を設けていましたが、要件を緩和します。

- ①区内居住者で、集団保育が可能である者
- ②子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条による施設型給付・地域型保育給付に係る認定を受けている者
- ③認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、家庭福祉員及び認証保育所の利用者でない者（利用内定を受けた者はお申し込みできません。）

（2）施設

最新の実施施設は、目黒区のホームページをご覧ください。
(トップページ ⇒ くらし・手続き ⇒ 子育て・保育 ⇒ 保育 ⇒ 定期利用保育)

①エルデ保育園（専用施設）

認可外保育施設の専用スペースにおいて、保育事業者が保育します。

②区立鷹番保育園（空きスペース活用）

民営化のため令和5年度末で閉園する区立鷹番保育園で、新規の園児募集を行わないことに伴い、空いた保育室を活用して新たな定期利用保育事業を行うこととなりました。

エルデ保育園	
所在地	駒場2-7-7
施設	認可外保育施設・専用施設
実施者	エルデ保育園
問合せ先	03-3465-4680
保育日	月曜日～金曜日
保育時間	午前7時30分～午後7時
料金 (月額) (給食代含)	①20,000円 午後2時～午後6時
	②22,000円 午前8時～午後0時
	③44,000円 午前9時～午後5時
	④60,500円 午前7時30分～午後6時30分
延長保育	施設へお問い合わせ下さい。
定員	0歳児3人、1・2歳児12人
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・4月入所は抽選、年度途中は基本的に先着順で利用者を決定します。 ・直接、施設にお申込みください。 ・詳細は、施設(03-3465-4680)へお問い合わせください。

区立鷹番保育園	
所在地	鷹番2-16-15
施設	区立保育所・空きスペース活用
実施者	目黒区
問合せ先	03-5722-9866
保育日	月曜日～土曜日
保育時間	午前7時15分～午後6時15分
料金 (月額) (給食代含)	①22,000円 短時間利用(利用時間が4時間以内の場合)
	②44,000円 基本利用(利用時間が4時間を超え8時間以内の場合)
	③60,500円 長時間利用(利用時間が8時間を超え11時間以内の場合)
延長保育	なし
定員	1歳児10名
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超えるお申込みがあった場合は、抽選となります。 ・保育計画課にお申込みください。 ・詳細は、保育計画課(03-5722-9866)へお問い合わせください。

2 東京都認証保育所

認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所や詳細については各施設へお問い合わせください。

(1) 目黒区内の東京都認証保育所

認証保育所名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員							一時 保育
				0	1	2	3	4	5	計	
東大駒場地区保育所	駒場3-8-1	3465-3680	産休明け～	6	7	10	8	14	45	—	
エデュケアセンター・めぐろ	東山3-10-7	3712-8550	57日目～	6	12	12	15	10	55	—	
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒2-44-23	3794-0673	〃	5	8	8	7	12	40	—	
ニコニコ保育園	中町1-39-7 (1・2F)	3710-3642	43日目～	10	12	10	—	—	—	32	—
蓮美幼児学園祐天寺ナーサリー	五本木1-31-15	5725-1152	57日目～	9	18	13	—	—	—	40	◎
共同保育所コロちゃんの家	目黒本町3-12-15	3713-1642	43日目～	13	9	6	—	—	—	28	—
モンテッソーリ学芸大学こどもの家	鷹番2-2-10-101	3793-7602	5か月～	8	11	14	—	—	—	33	—
たけのこ保育園	自由が丘1-3-17	3717-2936	57日目～	8	6	10	5	9	38	—	
ゆらりん自由が丘保育園	自由が丘1-25-20 (2F)	5731-1488	〃	15	16	16	14	22	83	◎	
マグハウス	中根2-11-4 (1F)	5731-9985	〃	9	12	11	—	—	—	32	—

(2) 区外の認証保育所やその他都内の認可外保育施設

東京都福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

お問い合わせ先一覧

内容	担当	電話（直通）
保育施設利用の申込み全般	保育課 保育施設利用係 （本館2階）	5722-9868
認可外保育施設等の保育料助成		
緊急一時保育		
一時保育	保育課 保育係 （本館2階）	5722-9865
病後児保育		
保育料（利用者負担額）	保育課 保育施設運営係 （本館2階）	5722-8722
民営化	保育施設整備課・保育計画課 （本館6階）	5722-9429 5722-9866
新規開設予定園		
区内定期利用保育事業		
区立幼稚園・認定こども園（教育のみ）	学校運営課 学事係 （本館5階）	5722-9304
私立幼稚園	子育て支援課 子育て支援係 （本館2階）	5722-9892
子どものための諸手当	子育て支援課 手当・医療係 （本館2階）	5722-9864
子どもの医療費助成		
ほ・ねっと ひろば	子育て支援課 利用者支援係 （別館2階）	5722-9596
ファミリー・サポート・センター	目黒区社会福祉協議会 ファミリーサ ポートセンター（別館3階）	3714-9047
育児支援サービス （目黒区シルバー人材センター）	目黒区シルバー人材センター 目黒本 町分室（南部地区センター）	5721-2593